

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-航空分野の基準について-

平成 31 年 3 月
法務省・国土交通省編

(制定履歴)

平成 31 年 3 月 20 日公表
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和 3 年 2 月 19 日一部改正
令和 4 年 8 月 30 日一部改正
令和 5 年 8 月 31 日一部改正
令和 6 年 2 月 15 日一部改正
令和 8 年 7 月 17 日一部改正

- 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、航空分野においては、「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。
- また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、航空分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準（平成 31 年国土交通省告示第 360 号。以下「告示」という。）において、航空分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを

目的としています。

目次

第 1	特定技能外国人が従事する業務・	4
第 2	特定技能外国人が有すべき技能水準等・	7
第 3	特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準・	13
第 4	適合 1 号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準・	17
第 5	上陸許可に係る基準・	19
第 6	育成・キャリア形成プログラム・	21

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

航空分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務作業、作業場所の整理整頓や清掃、積雪時における作業場所の除雪等）に付随的に従事することは差し支えない。

ア 1号特定技能外国人

上記1（1）アの技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記1(2)ア(ア)の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分
(従事する業務)の欄に定めるとおりとする。

【業務内容】

- 航空分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：事務作業、作業場所の整理整頓や清掃、積雪時における作業場所の除雪)に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。
- 1号特定技能外国人

分野別運用方針第二1(1)に定める試験及び分野別運用方針第二2(1)アに定める業務に従い、第二1(1)アの試験合格により確認された技能を要するものであって、空港グランドハンドリング区分においては、社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下で行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務を言い、航空機整備区分においては、整備の基本技術を有し、国家資格整備士等の指導・監督の下、運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備業務全般を言います。
- 2号特定技能外国人

分野別運用方針第二1(2)に定める試験及び分野別運用方針第二2(1)イに定める業務に従い、第二1(2)アのいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、空港グランドハンドリング区分においては、社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務に従事し、工程を管理する業務を言い、航空機整備区分においては、現場において、専門的な知識・技量を要する運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備業務全般に従事し、自らの判断により行う専門的・技

術的な航空機整備業務を言います。

- 国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業として国家戦略特別区域内の保税蔵置場又は総合保税地域において行う業務については、貨物取扱業務に関する空港グランドハンドリングに限られます。

なお、国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」の関係規定に記載している「国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」を御参照ください。

- 航空分野の業務の遂行に際しては、航空法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、運航・整備規程、社内規定等の規程類を遵守することが必要です。

【相談窓口】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については国土交通省航空局にお問合せください。問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。

(URL : http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html)

【確認対象の書類】

- 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第9－1号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

(1) 1号特定技能外国人

航空分野において特定技能１号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

別表１のａ．技能水準の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のＡ２.２相当以上の水準と認められるもの

(２) ２号特定技能外国人

航空分野において特定技能２号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格又は資格を取得した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

(ア) 技能水準

別表２のａ．技能水準の欄に掲げるもの

(イ) 実務経験

① 空港グランドハンドリング業務においては、現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。

② 航空機整備業務においては、現場において専門的な知識・技量を要する作業を実施した実務経験を要件とする。

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のＢ１相当以上の水準と認められるもの

【１号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

- 「航空分野特定技能１号評価試験（空港グランドハンドリング）」及び「航空分野特定技能１号評価試験（航空機整備）」（分野別運用方針第二１（１）アの試験区分）

航空分野特定技能１号評価試験（空港グランドハンドリング）は、社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、空港グランドハンドリング区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。航空分野特定技能１号評価試験（航空機整備）は、整備の基本技術を有し、国家資格整備士等の指導・監督の下、機体や整備品等の整備業務のうち基礎的な業務（簡単な点検や交換作業等）ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、航空機整備区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有す

るものと認められます。

○ 「日本語教育の参照枠」 A2.2 相当以上

※ 以下のいずれかの試験の合格

- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト (J F T - B a s i c) A2.2 相当以上
- ・ 日本語能力試験 (J L P T) N4 以上

※ 特定技能1号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習2号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、令和9年4月1日以降も当面の間、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習2号の職種・作業については別表参照。）。

また、技能実習2号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって日本語能力を有していることが証明されたこととします（別途証明は不要です。）。

【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

○ 「航空分野特定技能2号評価試験（空港グランドハンドリング）」及び「航空分野特定技能2号評価試験（航空機整備）」又は「航空従事者技能証明」（分野別運用方針第二1（2）ア（ア）の試験区分）

- ・ 「航空分野特定技能2号評価試験（空港グランドハンドリング）」は、上級の技能労務者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものであり、この試験の合格者（かつ、以下の実務経験の基準を満たす者）は、空港グランドハンドリング区分において熟練した技能を有するものと認められます。
- ・ 「航空分野特定技能2号評価試験（航空機整備）」又は「航空従事者技能証明」は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものであり、この試験及び資格の合格者（かつ、以下の実務経験の基準を満たす者）は、航空機整備区分において熟練した技能を有するものと認められます。
- ・ 空港グランドハンドリング区分においては、空港グランドハンドリング

の現場において社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして現場を管理する能力を有すると認められるために、技能者を指導しながら作業に従事した実務経験が必要であり、この場合の実務経験とは、航空機の駐機場への誘導や移動、手荷物・貨物の仕分け、手荷物・貨物の航空機への移送・搭降載、客室内清掃、搭乗手続き、機内食等の搭降載、航空燃料搭載等、特定技能2号として就業する上で必要となる知識や技能を習得（安全管理規定の理解や作業資格の取得など）した上で、新入社員等に指導したことをいいます。

- ・ 航空機整備区分においては、航空機整備の現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した3年以上の実務経験が必要であり、この場合の実務経験とは航空会社や航空機整備会社において、国家資格整備士等の指導・監督の下、ドック整備や材料・部品等の領収検査等、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務に3年以上従事したことをいいます。

○ 「日本語教育の参照枠」B1相当以上（※）

※ 以下の試験の合格

- ・ 日本語能力試験（JLPT）N3以上

※ CEF RのB1相当以上を判定された場合に限る。

※ 令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」B1相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。

【経過措置】

- 「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定）による廃止前の運用方針別表1b. 業務区分（5（1）ア関係）項番1及び運用方針別表2b. 業務区分（5（1）イ関係）項番1の欄に掲げる業務区分に対応する試験のうち、次の表の左欄に掲げる業務区分（従事する業務）に対応する試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる業務区分（従事する業務）に対応する試験に合格したものとみなされます。

旧業務区分（従事する業務）	新業務区分（従事する業務）
空港グランドハンドリング（社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事）	空港グランドハンドリング（社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下で行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・

	搭降載業務、航空燃料取扱業務)
空港グランドハンドリング（社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事し、工程を管理）	空港グランドハンドリング（社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務（これら工程を管理する業務）

【確認対象の書類】

＜特定技能1号の場合＞

○ 試験合格者の場合

- ・技能水準を証するものとして次のいずれか

航空分野特定技能1号評価試験（空港グランドハンドリング）の合格証明書の写し

航空分野特定技能1号評価試験（航空機整備）の合格証明書の写し

- ・日本語能力を証するものとして次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（A2.2 相当以上）の写し

日本語能力試験（N4 以上）の合格証明書の写し

＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもって航空分野において特定技能1号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4 以上）を受験し、合格する必要はありません。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合

- ・技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合

空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写し

- ・技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合

技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）

＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能2号の場合＞

○ 業務区分：空港グランドハンドリングの場合

- ・航空分野特定技能2号評価試験（空港グランドハンドリング）の合格証明書の写し

○ 業務区分：航空機整備の場合

- ・ 航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）合格者の場合
航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）の合格証明書の写し
- ・ 航空従事者技能証明取得者の場合
本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの航空従事者技能証明の写し
航空分野 2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第 9－3 号）
- 日本語能力を証するものとして次のもの
 - ・ 日本語能力試験（N 3 以上）の合格証明書の写し（C E F R の B 1 相当以上を判定された場合に限る。）
- ※ 令和 9 年 4 月 1 日以降、特定技能 2 号においては「日本語教育の参照枠」B 1 相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。

【留意事項】

＜特定技能 1 号＞

- 空港グランドハンドリング職種・航空機地上支援作業、航空貨物取扱作業、客室清掃作業の技能実習 2 号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、当該技能実習 2 号を良好に修了したことを証するものとして、当該空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写しの提出が必要です。
- 空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

＜特定技能 2 号＞

- 航空分野特定技能 2 号評価試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、航空局または試験実施機関へ御確認ください。
- 航空従事者技能証明取得者については、「航空分野 2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（航空機整備）」（分野参考様式第 9－3 号）により、実務経験を確認します。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 （略）

告示第2条

航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であつて、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。
- 二 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
- 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
- 六 特定技能所属機関である場合にあつては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件

国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第7条の国家戦略特別区域会議が、法第

8条第2項第2号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業（法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内の保税蔵置場（関税法（昭和29年法律第61号）第42条第1項に規定する保税蔵置場をいう。）又は総合保税地域（同法第62条の8第1項に規定する総合保税地域をいう。）において、当該国家戦略特別区域に係る地方公共団体及び空港管理者その他の関係者が設置する協議会に所属する者が、その雇用する外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能（同表の特定技能の項の下欄に係るものであって、その活動に係る特定産業分野が出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める産業上の分野のうち、航空分野であるものに限る。）の在留資格をもって在留する外国人に限る。）の有する技能を活用して行う空港グランドハンドリング（貨物取扱業務に関するものに限る。）をいう。）を定めた区域計画（法第8条第1項に規定する区域計画をいう。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関については、当該本邦の公私の機関が行う当該国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業に係る部分に限り、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年国土交通省告示第360号）第2条第1号の規定は、適用しない。

【特定技能所属機関及び事業所】

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 空港グランドハンドリングの業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）、同規則第13条第1項の承認を受けた者、同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者でなければなりません。
- 国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業として、空港敷地外の保税蔵置場又は総合保税地域において、空港グランドハンドリング（貨物取扱業務に関するものに限る。）を行う特定技能所属機関については、当該事業に係る

部分に限り、告示第2条第1号の規定は適用されませんが、千葉県及び成田国際空港株式会社が設置する協議会（成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用協議会）に所属しなければなりません。

なお、当該事業及び協議会の詳細は、千葉県のホームページを御確認ください。

- 航空機整備の業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の国土交通大臣による認定を受けた者（以下「航空機整備等に係る能力について認定を受けた者」という。）若しくは当該者から業務の委託を受けた者でなければなりません。

【協議会】

- 航空分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）に加入し、加入後は協議会に対し、また国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができなくなります。
- 特定技能外国人から航空分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面を交付しなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができなくなります。
- 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- 特定技能外国人の受入れを検討している場合、特定技能雇用契約の締結前であっても、分野別協議会事務局（国土交通省航空局）に協議会への加入等について相談することができます。
- なお、協議会に関する問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。

（URL：http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html）

【確認対象の書類】

- 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第9－

1号) (特定技能所属機関)

- 航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書 (特定技能所属機関)
- 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 (分野参考様式第9 - 2号) (登録支援機関)
- 航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書 (登録支援機関)
- 国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業として国家戦略特別区域内の保税蔵置場又は総合保税地域において業務に従事する場合、千葉県及び成田国際空港株式会社が設置する協議会の構成員であることが確認できる以下の資料
 - ・ 成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用協議会構成員加入通知書の写し又は成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用協議会構成員資格証明書の写し

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であつて、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。
- 二 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
- 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
- 六 特定技能所属機関である場合にあつては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。

- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

航空分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

【労働者派遣】

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2

号」に係る上陸基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第9－1号（特定技能所属機関））

第6 育成・キャリア形成プログラム

分野別運用方針（抜粋）

第一 特定技能制度に関する基本的な事項等

4 その他特定技能制度に係る制度の運用に関する重要事項

（1）特定技能外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、特定技能1号及び特定技能2号に係る講習受講・資格取得等を内容とする航空分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

航空分野における育成プログラムは、次の事項を基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 講習受講・資格取得
- ② 日本語能力
- ③ マネジメント経験
- ④ その他（フォローアップや意欲向上策等）

- 航空分野における育成プログラムは、特定技能制度を通貫したものとするこ
とを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・
育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び特定技能所属機関等にお
いて、受け入れる外国人の計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針と
なります。
- 航空分野における育成プログラムは、国土交通省のホームページに掲載され
ますので、適切に参照し活用してください。

別表（航空）

業務区分及び特定技能外国人が従事する業務			技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4月1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号	
					職種	作業
特定技能1号	空港グランドハンドリング	社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下で行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務	航空分野特定技能1号評価試験（空港グランドハンドリング）	【「日本語教育の参照枠」A2、2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2、2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	空港グランドハンドリング	航空機地上支援 ----- 航空貨物取扱 ----- 客室清掃
特定技能2号		社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務（これら工程を管理する業務）	① 航空分野特定技能2号評価試験（空港グランドハンドリング） ② ①の合格に加えて、実務経験要件（現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験）	【「日本語教育の参照枠」B1相当以上】 ・ 日本語能力試験（JLPT）N3以上（CEFRのB1相当以上を判定された場合に限り）	—	—
特定技能1号	航空機整備	運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備業務	航空分野特定技能1号評価試験（航空機整備）	【「日本語教育の参照枠」A2、2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2、2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	—	—
特定技能2号		自らの判断により行う、運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備の専門的・技術的な業務	① 航空分野特定技能2号評価試験（航空機整備） ② ①の合格に加えて、実務経験要件（現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した3年以上の実務経験） ① 航空従事者技能証明のうち以下のもの 一等航空整備士（飛行機） 一等航空整備士（回転翼航空機） 二等航空整備士（飛行機） 二等航空整備士（回転翼航空機） 一等航空運航整備士（飛行機） 一等航空運航整備士（回転翼航空機） 二等航空運航整備士（飛行機） 二等航空運航整備士（回転翼航空機） 航空工場整備士（機体構造関係） 航空工場整備士（ピストン発動機関係） 航空工場整備士（タービン発動機関係） 航空工場整備士（プロペラ関係） 航空工場整備士（計器関係） 航空工場整備士（電子装備品関係） 航空工場整備士（電気装備品関係） 航空工場整備士（無線通信機器関係） ② ①の合格に加えて、実務経験要件（現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した3年以上の実務経験）	【「日本語教育の参照枠」B1相当以上】 ・ 日本語能力試験（JLPT）N3以上（CEFRのB1相当以上を判定された場合に限り）	—	—